

計 画 書

那覇広域都市計画景観地区の変更（浦添市決定）

都市計画 西海岸景観地区を次のように決定する。

地区の名称	西海岸景観地区	
地区の位置	浦添市西洲三丁目	
地区の区域	別添計画図のとおりとする	
地区の面積	約 18.3 ha	
建築物の形態意匠に関する制限	①配置	・建築物が大規模となる場合は、分節化、分棟化などを行う。
	②外壁色	・周辺の豊かな自然環境と調和し、地区全体の統一感を考慮し、彩度の低い共通する色彩を用いる。
	③屋外設備	・屋外設備は、道路から見えないように配置する。 ・やむを得ず設ける場合は、目立たないように遮蔽・修景を行う。
壁面の位置の制限	① 壁面後退	<p>建築物の外壁又は柱面から敷地の境界線までの距離は、次に掲げる数値（m）以上後退した位置とする。</p> <p>【区画 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨港道路浦添線（幅員：30m）境界線から 5.0m 以上後退した位置とする。 ・シンボルロード（西洲 6 号線）（幅員：30m）境界線から 10.0 m 以上後退した位置とする。 ・隣地境界線より 2.0m 以上後退した位置とする。 <p>【区画 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨港道路浦添線（幅員：30m）境界線から 10.0m 以上後退した位置とする。 ・シンボルロード（西洲 6 号線）（幅員：30m）境界線から 10.0 m 以上後退した位置とする。 ・西洲 7 号線（幅員：22m）境界線から 2.0m 以上後退した位置とする。

建築物の高さに関する制限	①最高限度	緑地	区画1	区画2
		—	30m	30m

「区域は計画図標示のとおり」

理由

新都市形成ゾーンや複合交流拠点にふさわしい賑わいとゆとりのある質の高い景観形成を目指して、眺望、環境などへ配慮した建築物の意匠、高さの最高限度、壁面の位置などのルールを定めるため、景観地区の決定を行います。